

上多度地域自治町民会議

通 常 総 会



6月8日 花いっぱい運動

令和8年 4月 19日

上多度地域自治町民会議 通常総会 次第

○ 養老町民憲章朗唱

1. 開会のことば

2. 会長あいさつ

3. 来賓祝辞

4. 議長選出

5. 議事録署名人の指名

6. 議事

第1号議案 令和7年度事業報告について
令和7年度決算報告及び会計監査報告について

第2号議案 上多度地域まちづくり計画について

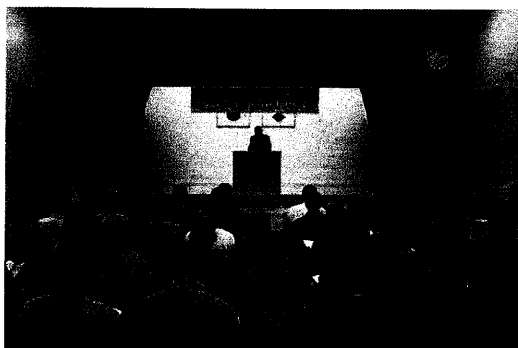
第3号議案 令和8年度事業計画（案）について
令和8年度収支予算（案）について

第4号議案 役員改選について

7. 議長退任

8. 講話 『これからの明るいまちづくり』 田辺 則人 氏

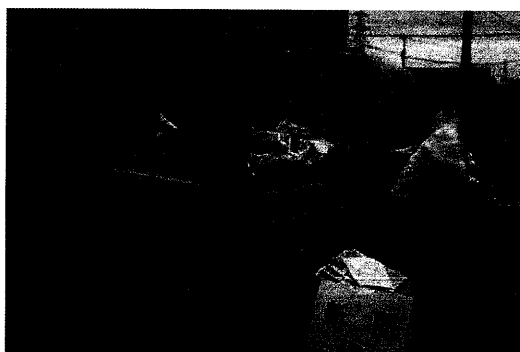
9. 閉会のことば



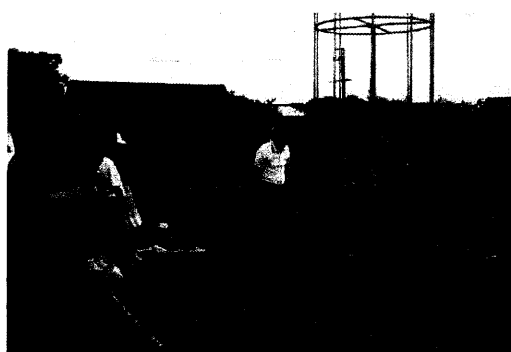
4/19 上多度地域自治町民会議通常総会



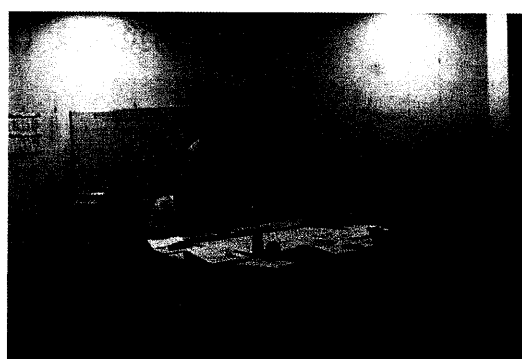
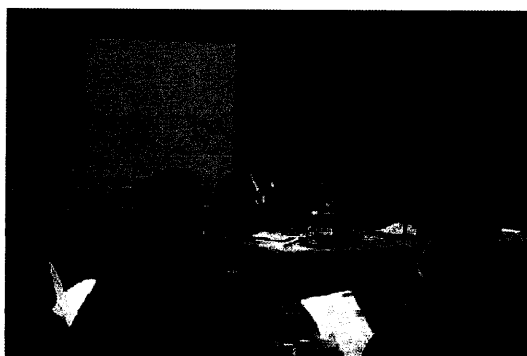
6/8 花いっぱい運動



6/14 第1回上多度小学校資源回収
主催 上多度小学校
協賛 自治町民会議 上多度区長会

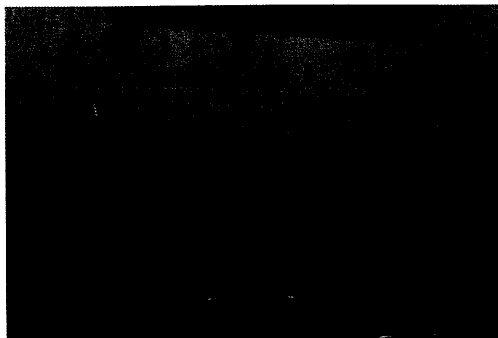


6/15 上多度軽スポーツ大会

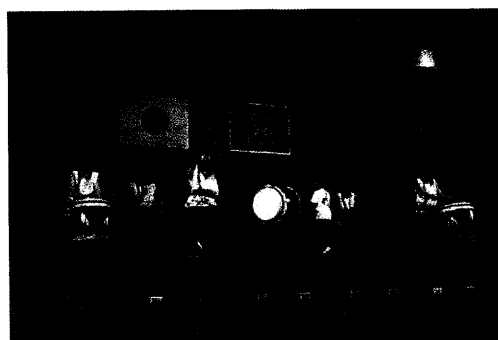


上多度地区まちづくり検討会 年 6回開催

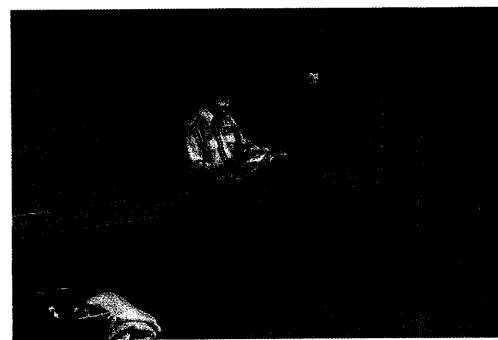
- ・住民や小学校 PTA などにアンケート調査
- ・各種団体代表者による検討会
- ・総会による原案の承認



9/13 敬老会



10/26 上多度地区町民運動会



12/14 防災訓練（自主防災隊隊員対象）



11/ 9 日 上多度ウォーキング 雨天中止

12/ 5 日 人権講演会

上多度小学校の「ひびきあいの
日」の人権講演会に上多度地域
自治町民会議も協賛

12/20 第2回上多度小学校資源回収

主催 上多度小学校

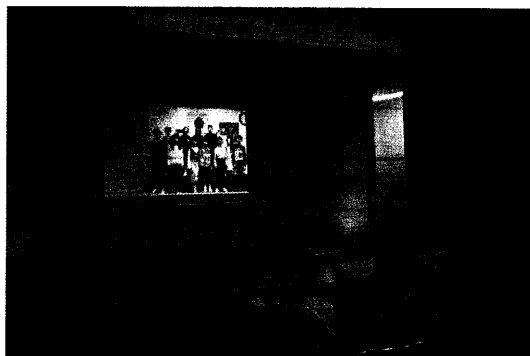
協賛 自治町民会議 上多度区長会



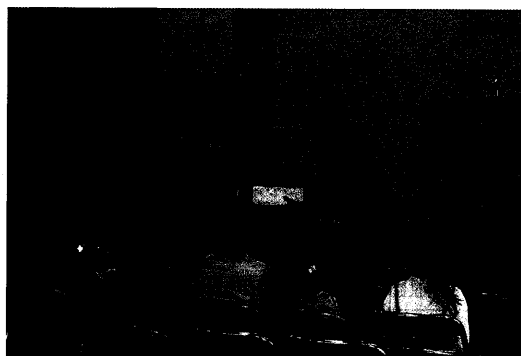
1/25



健康フェア



2/22



公民館まつり

第1号議案

令和7年度 収支決算書

〈収入〉

単位：円

科 目	当初予算額	補正流用額	予算額計	決 算 額	内 訳
町交付金	2,926,000	0	2,926,000	2,926,000	地域協働事業費、町民会議の運営費、事務局職員人件費
前年度繰越金	242,237	0	242,237	242,237	
積立金取崩	1,400,000	0	1,400,000	700,000	
雑 収 入	763	0	763	4,301	貯金利息
計	4,569,000	0	4,569,000	3,872,538	

〈支出〉

単位:円

科 目	当初予算額	補正流用額	予算額計	決 算 額	内 訳
活 動 費	3,674,000	△690,000	2,984,000	1,857,622	
役員等報酬	385,000	0	385,000	324,550	役員・理事・専門委員報酬
広報紙発行	70,000	0	70,000	21,098	かわら版、総会冊子
有害鳥獣対策	50,000	0	50,000	29,919	日当
総務安心安全部会	350,000	0	350,000	142,859	防災訓練等
健康福祉部会、町民運動会	734,000	0	734,000	520,407	消耗品等
文化教育商工部会	125,000	0	125,000	123,344	地区活動費等
花作り	210,000	0	210,000	34,890	材料費等
10周年記念事業等	1,700,000	△690,000	1,010,000	614,345	記念事業、まちづくり計画策定
保険代	50,000	0	50,000	46,210	
事 務 局 費	870,000	0	870,000	558,427	町民会議運営費、事務局員人件費
積 立 金	10,000	690,000	700,000	700,000	
予 備 費	15,000	0	15,000	0	
計	4,569,000	0	4,569,000	3,116,049	

差引残高 756,489円 のうち 463,889円は町へ返金し、
292,600円は令和8年度に繰越とする

監 査 報 告 書

令和 8 年 4 月 1 日

上多度地域自治町民会議 殿

監 事 伊藤 泰雄 

監 事 古川 正明 

令和 7 年度 監 査 報 告 書

上多度地域自治町民会議事業の監査を行った結果について、次のとおり報告します。

記

1. 監査の対象

令和 7 年度上多度地域自治町民会議事業

2. 監査実施対策期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日

3. 監査実施日及びその場所

令和 8 年 4 月 1 日（火）午前 10 時 より

上多度プラザ

4. 監査の方法

業務については、規約に基づき関係書類の提出を求め、事業実施の適否等について役員の説明を受けた。また、資金管理については、会計処理及び予算執行の適否について、関係書類の提出を求め、役員の説明を受けるとともに、諸帳簿と会計伝票との照合等を行った。

5. 監査の結果

- (1) 事業実施の内容及び会計処理並びに予算執行については、いずれも良好であった。
- (2) 収入支出の差引残高は、指定する金融機関の預金通帳と符号している事を確認した。

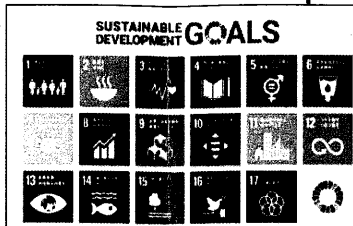
1. 計画の目的

【計画で目指すもの】

- 少子高齢化に対応した地域づくり・まちづくりを進めて、この難局を乗り越えながら快適に暮らし続けることができる地域を継承する。
- 三世代が協力し合い、いきいきとしたアフターコロナの社会の中での住民どうしのふれあいの再生や地域内や地域外との新しい交流を起こす。
- 住民どうしが尊重しあい、力を出し合って、2015年に世界で合意されたSDGs(持続可能な開発目標)の「誰一人取り残さない」という理念も生かして、上多度地域の良さや価値を高める。

【計画期間】

- 令和8(2026)年度～令和17(2035)年度の概ね10年間を展望



2. 計画の理念と将来像

【計画の理念】

- 上多度の暮らしやすさを知って、みんなで継承していく。
- 様々な考え方や価値観を認め合って、楽しく過ごす。
- 無理なく、可能な時間や場、方法でお互いを支え合っていく。

【上多度地域の将来像】

多世代がふれあう彩り豊かな住みよいまち 上多度

- ・住民一人ひとりが輝き、子どもからお年寄りまでが楽しく暮らすことができるまちへ
- ・自然と人、人と人のつながりを築いて、新たな活動が多彩に育まれる魅力あるまちへ

3. 3つの基本方針と横断的な方針

- 方針1. 安全な暮らしを築き美しい地域づくり
＜総務安心安全分野＞
- 方針2. 互いに役立ち健やかに暮らす地域づくり
＜健康福祉分野＞
- 方針3. ふるさとを愛し伸びやかに育つ地域づくり
＜文化教育商工分野＞

◇各分野が手をつないだ地域づくり

5. 計画推進の工夫

【町との協働の推進】：提案例

- 地域のみでは進めることが困難な課題について、町と役割分担しながら取り組む。
町と綿密に連携した空き家対策、移住定住の促進など人口対策、大規模災害への備え(砂防対策は県に要請)、企業誘致、学校再編が行われた場合の小学校跡を活用する活動など

【計画の進捗管理】

- 地域自治町民会議や計画について、会議と区が地域住民へ広報・周知を徹底する。
- 毎年、活動の状況を振り返るとともに、3～5年程度を経た段階で住民の意見を聞いて、計画内容を的確に見直す。

【地域自治町民会議の体制の強化】

- 地域自治町民会議、各団体の体制・活動の見直し。(区の実情に合わせた地域活性の会の見直し)。各団体の困りごとを気軽に相談し合い町民会議と各団体との綿密な連携
- 地域(区)が行っている良い活動をお互いに学び、取り入れて広げる。
- 人材の確保、「子どもみらい会議」(三世代交流などの提案)の開催
- 無理なく、かつ、楽しく効果的に「オール上多度」で、まちづくりを進める。

4. 取組内容

(1) 方針

【方針1】

安全な暮らしを築き美しい地域づくり
＜総務安心安全分野＞

- 津屋川、積雪、大型台風などの風水害、南海トラフなどの地震に地域が一体となって日ごろから備え、緊急時も落ち着いて安全を確保できるようにする。
- 歩行者の安全を確保し、自転車や自動車の安全運転を徹底するとともに、犯罪者にねられないための目配りを強化する。
- 鳥獣害対策を続けるとともに、竹林の管理、河川敷や農地の美化を進めて、自然と共存した美しい地域をつくる。

【方針2】

互いに役立ち健やかに暮らす地域づくり
＜健康福祉分野＞

- 誰もが楽しむことができるように、町民運動会や軽スポーツの普及を図るとともに、ウォーキングの推進や高齢者が活躍する場を提供して、三世代のふれあいと交流を充実する。
- 隣近所や身近な地域で高齢者や子どもなどを見守るとともに、サロン活動を進める。
- 独居老人の日常生活を支援するとともに、地域の支え合いのためにみんなが自分のできる活動を担う。

【方針3】

ふるさとを愛し伸びやかに育つ地域づくり
＜文化教育商工分野＞

- 子育て世帯が安心して快適に過ごすことができる環境やつながりづくりを支援するとともに、子どもが健やかに育つ場を充実する。
- 上多度地域の歴史・文化、自然環境などを小学校と連携して学び継承して、優れた資源を生かして子どもや親子にとって魅力がある催しを開く。

【4 分野横断・全体テーマ】

各分野が手をつないだ地域づくり

- 若者に魅力がある上多度について情報発信を行うとともに、各地からサポーターや仕事をする人を集めて交流し、ファンを増やす。
- 上多度に縁がある人や上多度のファンが二地域居住することを促す。

(3) 取組み項目

【1-1】安全に暮らすことができる日ごろの活動

- (1) 防災・減災学習の充実
 - ・防災勉強会の開催 ▼1 : 取組み項目の通し番号
 - ・防災マップの周知と活用 ▼2
- (2) 防災訓練の充実
 - ・防災訓練の工夫と開催・町のマニュアル等の活用 ▼3
 - ・避難経路の周知と災害弱者の支援 ▼4
- (3) 人材確保や防災体制の確立
 - ・防災拠点・設備の充実 ▼5
 - ・消防団の人材確保・体制の充実、各区での防災対策徹底 ▼6
- (4) 交通安全・防犯対策の充実
 - ・交通安全の啓発・危険箇所の解消 ▼7
 - ・登下校時の見守り・防犯パトロールの実施 ▼8
 - ・街路灯の促進、防犯カメラの設置の検討 ▼9

【1-2】自然環境・地域環境の保全と向上

- (1) 鳥獣害対策の充実
 - ・防護柵の設置・維持管理、猟友会との連携 ▼10
- (2) ポイ捨て防止、草刈りによる美化
 - ・ポイ捨て防止の啓発 ▼11
 - ・地域の草刈り・美化の推進(河川敷などの草刈り・美化、竹林伐採、耕作放棄地の管理啓発) ▼12
 - ・小学校と連携した資源回収 ▼13
 - ・農地所有者への管理啓発、レンタル耕作地の検討 ▼14

【2-1】高齢者やみんなの生きがいづくり

- (1) 町民運動会、スポーツの推進
 - ・町民運動会の工夫 ▼15
 - ・軽スポーツの普及、ラジオ体操の工夫 ▼16
- (2) 三世代交流の推進
 - ・ウォーキングと見回り活動の推進 ▼17
 - ・高齢者人材バンクの設置とサポーターの確保 ▼18
 - ・三世代交流の円滑な推進 ▼19

【2-2】身近なふれあいと支え合いの充実

- (1) 高齢者のつながりづくり
 - ・サロン活動の推進 ▼20
- (2) 高齢者の生活や自立支援
 - ・高齢者の見守りと生活支援 ▼21
 - ・地域福祉活動の推進 ▼22

【3-1】子育て・子育て環境の充実

- (1) 子育ての支援
 - ・子どもの一時預かり・居場所の充実 ▼23
 - ・子ども会の負担軽減と支援 ▼24
- (2) 子どもの遊びと集いの場の確保
 - ・ミニ公園の管理 ▼25
 - ・集会所、上多度プラザの活用 ▼26

【3-2】ふるさとを知り愛着を高める活動

- (1) ふるさと学習の充実
 - ・ふるさと探訪とコミュニティスクールの推進 ▼27
- (2) 子どもが楽しめる機会の充実
 - ・自然観察会、祭りや各種イベントの開催 ▼28

【4-1】住みやすい環境の維持と若者の定住・関わりづくり

- ・若者向けの情報発信の検討 ▼29
- ・上多度ファンづくりの検討 ▼30
- ⇒ (例)
上多度サポーター、上多度留学：農業、森林管理、創作体験
ノマド・プロジェクトの検討(ノマド：場所を選ばず Web やパソコンで仕事する人)、Yoroffice 活用のしくみの検討、二地域居住

第3号議案

令和8年事業計画（案）

事業名	事業概要
広報活動・有害鳥獣対策 防災・減災活動	《総務安心安全部会》 広報誌の発行、防災減災推進活動（防災訓練） 小学校資源回収の協力事業、防護柵の補修保全
多世代交流と健康づくり	《健康福祉部会》 スポーツフェア、ウォーキング、町民運動会 健康フェアなどの開催、小学校資源回収の協力事業
環境保全・景観づくり	《文化教育商工部会》 花いっぱい活動、美化活動、人権活動の実施 小学校資源回収の協力事業

事業内容	日程
上多度地域自治町民会議総会	4月19日（日）
上多度ウォーキング	5月17日（日）
小学校資源回収	第1回 6月13日（土） 第2回 12月19日（土）
花いっぱい運動	6月 7日（日）
敬老会	9月12日（土）
上多度地区町民運動会	10月25日（日）
スポーツフェア	11月15日（日）
人権講演会（小学校、地域自治町民会議）	12月 4日（金）
防災訓練	12月13日（日）
健康フェア	令和9年1月24日（日）
上多度公民館まつり	2月28日（日）

第3号議案

〈収入〉

令和8年収支予算（案）

単位：円

科 目	本年度	前年度	比 較	内 訳
町交付金	3,053,000	2,926,000	127,000	地域協働事業費、地域選択事業費 事務局運営費
前年度繰越金	292,600	242,237	50,363	
積立金取崩	700,000	1,400,000	△700,000	
雑 収 入	1,400	763	637	預金利息など
計	4,047,000	4,569,000	△522,000	

〈支出〉

単位：円

科 目	本年度	前年度	比 較	内 訳
活 動 費	3,105,000	3,674,000	△569,000	
役員等報酬	385,000	385,000	0	役員等報酬
広報紙発行	70,000	70,000	0	広報紙発行費
有害鳥獣対策	50,000	50,000	0	防護柵補修保全他
総務安心安全部会	500,000	350,000	150,000	防災訓練他
健康福祉部会・町民運動会	1,215,000	734,000	481,000	軽スポーツ・町民運動会・健康 フェア他
文化教育商工部会	150,000	125,000	25,000	美化交通安全活動費・人権推進 費他
花作り	185,000	210,000	△25,000	
10周年記念事業等	0	1,700,000	△1,700,000	10周年記念事業、地域まちづくり 計画策定
熱中症対策	500,000	0	500,000	
保険代	50,000	50,000	0	役員保険代
事 務 局 費	917,000	870,000	47,000	人件費、運営費
積 立 金	10,000	10,000	0	
予 備 費	15,000	15,000	0	
計	4,047,000	4,569,000	△522,000	

※ 活動費において、予算の過不足が生じた場合は補正・流用を可能とする

上多度地域自治町民会議規約

(名称)

第1条 本会は、上多度地域自治町民会議（以下「自治町民会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 自治町民会議は、住民相互の連携を深め、住民の創意工夫と責任のもと、住み良い上多度地域を形成していくとともに、上多度地域まちづくり計画（以下「まちづくり計画」という。）を策定し、この計画に基づくまちづくりの実践に努めることを目的とする。

(事務局)

第3条 自治町民会議の事務処理を行うため、事務局を次のとおり置く。

養老町小倉258番地2（上多度プラザ内）

(活動の範囲)

第4条 自治町民会議の活動範囲は、上多度地域内とする。ただし、他の町民会議と協力、連携して行う活動はこの限りでない。

(構成)

第5条 自治町民会議は、次の者をもって構成する（以下「構成員」という。）。

- (1) 上多度地域内に在住及び在勤する者
- (2) 上多度地域内の各区
- (3) 上多度地域内で活動する団体
- (4) 上多度地域に所在する事業所
- (5) その他、会長が必要と認める者

(事業)

第6条 自治町民会議は、第2条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) まちづくり計画の策定
- (2) まちづくり計画に基づく事業の実施
- (3) 養老町あるいは上多度地域各区との協働事業の実施
- (4) 養老町との間で締結した指定管理業務等の実施
- (5) その他第2条の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第7条 自治町民会議は、前条の事業を行うため、次の組織を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 理事会
- (4) 専門部会

2 理事及び専門委員の選出は、各区、各種団体及び学識経験者等より別表に基づき選出する。

(役員)

第8条 自治町民会議に、次の役員を置く。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 専門部会長 | 3名 |
| (4) 事務局長 | 1名 |
| (5) 監事 | 2名 |

2 会長及び副会長は、理事の互選により選出し、総会において承認を得る。

3 監事は、役員会において推薦し、総会において決定する。

4 監事は、議決権を持たないが、役員会及び総会に出席して意見を述べることができる。

(役員の任務)

第9条 自治町民会議の役員の職務は、次のとおりとする。

2 会長は、自治町民会議を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

4 監事は、自治町民会議の会計及び事業の執行状況を監査する。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。

(顧問の設置)

第11条 自治町民会議に、顧問を置くことができる。顧問は、役員会において推薦し、総会において決定する。

(会議)

第12条 自治町民会議の会議は、総会、役員会、理事会及び専門部会とする。

(会議の開催及び運営)

第13条 会議は、過半数以上の委員の出席がなければ開催できない。

2 会議は、原則として公開とする。

3 会議を開催するにあたっては、開催日時、場所、議題について、事前に周知することを原則とする。

4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会)

第14条 総会は、理事及び専門委員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、又は理事会の3分の1以上の請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。

5 総会は、次の事項を決定する。

- (1) 地域まちづくり計画に関すること。
- (2) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (3) 自治町民会議の事業計画、予算及び事業報告、決算に関すること。
- (4) その他、重要事項に関すること。

(役員会)

第15条 役員会は、第8条第1項で定める役員及び第17条第1項に定める専門部会の各部会長をもって構成する。

- 2 役員会は、総会、理事会、専門部会に提出する議案を協議作成し、自治町民会議の円滑な運営を目指すものとする。
- 3 役員会は、理事会及び専門部会から提出された案件について審議する。
- 4 役員会は、緊急を要する事項に限り理事会に諮り、合意を得て執行することができる。
- 5 役員会は、会長が招集する。
- 6 役員会の議長は、会長とする。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(理事会)

第16条 理事会は、理事で構成し、役員会より提示された内容について審議する。

- 2 理事会は、専門部会に付託する内容について検討するとともに、専門部会から提出された案件について審議する。
- 3 理事会は、会長が招集する。
- 4 理事会の議長は、会長とする。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(専門部会)

第17条 専門部会（以下「部会」という。）は、理事及び専門委員で構成し、総会及び役員会等で決定された方針に基づき施策を実施するため、自治町民会議に次の部会を置く。

- (1) 総務・安心・安全部会
- (2) 健康・福祉部会
- (3) 文化・教育・商工部会

- 2 部会は、部会長が招集する。
- 3 部会には、部会長1名及び副部会長1名を置き、部会員の互選により選出する。
- 4 部会長は、部会を代表し会務を総括する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 6 部会長及び副部会長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 部会長は、部会の検討経過及び結果について、会長に報告するものとする。
- 8 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を出席させ、意見を求

めることができる。

(会計)

第 18 条 自治町民会議の運営等に要する経費は、会費、養老町からの地域総合活動交付金、補助金、委託料及びその他の収入をもって充てる。

2 会費は、理事会で決定し、総会で承認を得た額とする。

3 自治町民会議の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

(会計監査)

第 19 条 監事は、監査結果を総会で報告し、承認を得た場合は、速やかにこれを公表する。

(事務局)

第 20 条 自治町民会議の事務を処理させるため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長をおき、役員会の承認を経て、会長が任命する。

3 事務局に、必要に応じ事務局員を置くことができる。

4 事務局長は、会務及び会計を総理する。

5 事務局員は、事務局長を補佐する。

(個人情報の保護)

第 21 条 自治町民会議の構成員は、自治町民会議の活動を通じて知り得た個人情報により、個人の権利及び利益が侵害されることがないように、その保護に努めなければならない。

(情報の公開)

第 22 条 自治町民会議の運営及び事業等に関する情報は、構成員に対して積極的に公開するものとする。

(委任)

第 23 条 この規約に定めるもののほか、自治町民会議の運営に関して必要な事項は、会長が理事会に諮り別に定める。

附 則

この規約は、平成 27 年 4 月 2 日から施行する。

この規約は一部改正し、平成 29 年 4 月 23 日から施行する。

この規約は一部改正し、平成 31 年 4 月 27 日から施行する。

この規約は一部改正し、令和 3 年 5 月 15 日から施行する。

上多度地域自治町民会議内規

(総則)

第1条 上多度地域自治町民会議（以下「自治町民会議」という。）規約（以下「規約」という。）第23条の規定に基づき、上多度地域自治町民会議の運営が円滑に実施できるよう、必要な事項を定める。

(役員等報酬)

第2条 自治町民会議の役員等については、自治町民会議の予算の範囲内で、次のとおり報酬を支払う。

区分	金額（年額）
会長	50,000 円
副会長	35,000 円
専門部会長	35,000 円
事務局長	50,000 円

2 役員等報酬は年額とし、原則として年度末に支給する。ただし、役員等に異動があった場合の報酬の支給については、その日の属する月を含めて月割によって計算した額を支給するものとする。

3 事務局員の報酬は、町の条例に基づき勤務時間に応じて支払うものとする。ただし、年間の上限は、町の交付金額以内とする。

4 監事、理事及び専門委員の報酬は、総会を除いた会議及び事業等への出席1回につき500円を、年額3,000円を上限に支給するものとする。ただし、理事及び専門委員にある者が、体育委員又は「親孝行と生涯学習を進めるまち養老」町民会議推進員である場合を除く。

5 第1項の役員等で、1人が複数の役員及び専門部会長になった場合は、重複して支払いはせず、金額が多い区分の役員の報酬のみを支払うものとする。

附 則

この内規は、平成28年4月24日から施行する。

この内規は一部改正し、平成29年4月23日から施行する。

この内規は一部改正し、平成30年4月28日から施行する。

この内規は一部改正し、平成31年4月27日から施行する。

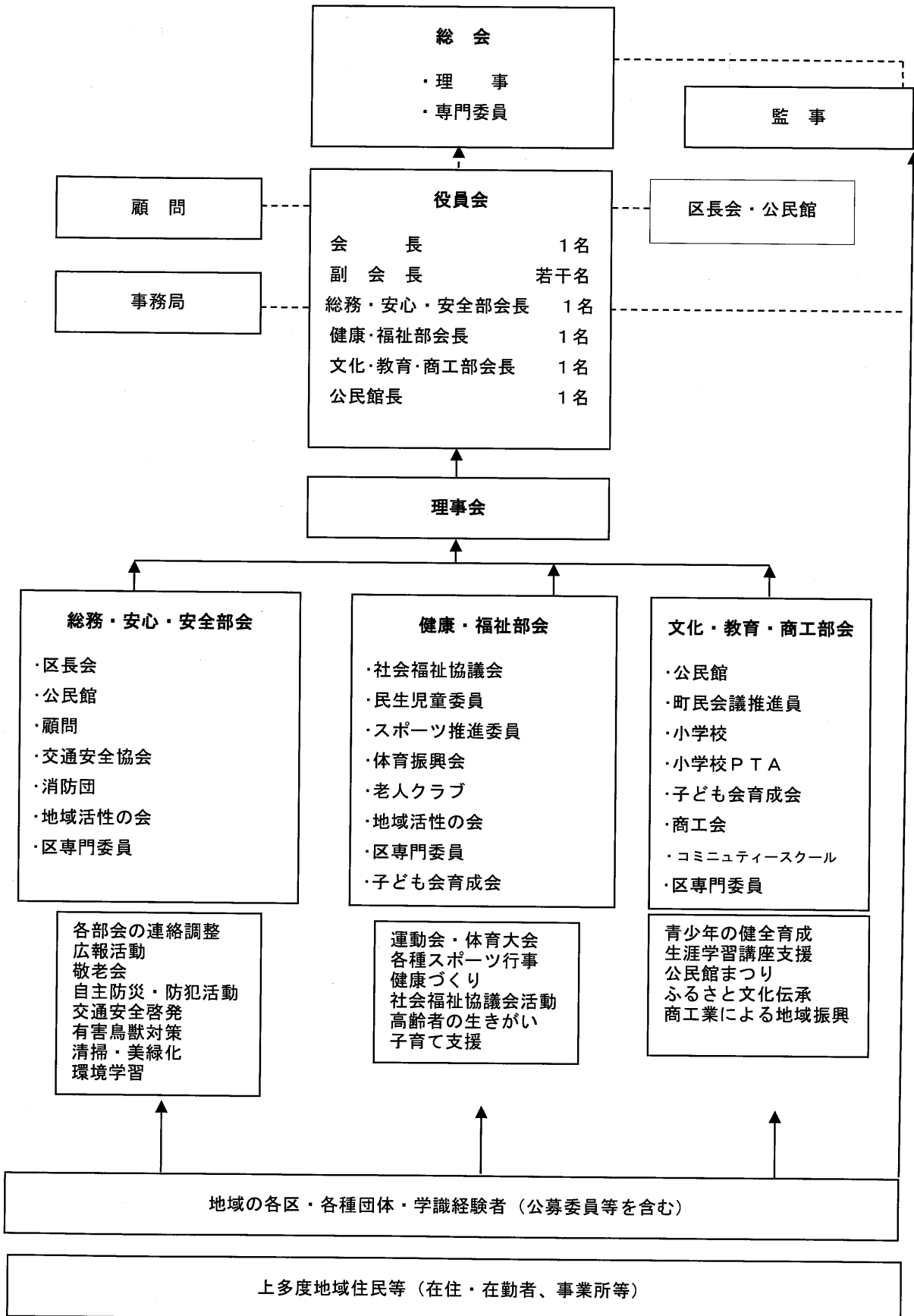
この内規は一部改正し、令和3年3月9日から施行し、令和2年度から適用する。

別表（第7条関係）

No.	団体名	選出人数		備 考
		理 事	専門委員	
1	鷺巣区	1	2	
2	駅前区	1	2	
3	北小倉区	1	2	
4	南小倉区	1	1	
5	西小倉区	1	2	
6	有尾区	1	1	
7	田区	1	1	
8	横屋区	1	1	
9	若宮区	1	1	
10	船見区	1	0	
11	一色区	1	2	
12	上多度公民館	1	0	
13	「親孝行と生涯学習を進めるまち養老」 町民会議推進員	1	1	
14	地域活性の会	1	1	
15	社会福祉協議会	1	0	
16	民生児童委員	1	1	
17	老人クラブ	1	1	
18	小学校	1	0	
19	小学校PTA	1	1	
20	子ども会育成会	1	1	
21	スポーツ推進委員	1	0	
22	体育振興会	1	1	
23	交通安全協会	1	1	
24	商工会	1	1	
25	消防団	1	1	
26	学識経験者（公募委員を含む）	若干名	若干名	理事会において承認を受けた者

別表（第7条関係）

上多度地域自治町民会議組織図



第4号議案

上多度地域自治町民会議 役員

★は新役員

役 職	氏 名	所属団体等	地区
会 長	問山 悦男	学識経験者	一 色
副会長	木村 茂	区長会会長	北小倉
総務・安心・安全部会長	田中 清博	区長会副会長	横 屋
健康・福祉部会長	中村 幹雄	体育振興会会長	鷺 巣
文化・教育・商工部会長	★松本 勇次	推進員会会長	鷺 巣
事務局長	田中 晃弘	公民館長	北小倉
監 事	古川 正明		田
監 事	伊藤 康雄		西小倉

※監事は、役員会や理事会から独立しています。

〈事務局〉

事務局員	高橋 直美	公民館主事補	西小倉
------	-------	--------	-----

上多度地域自治町民会議 理事

★は新役員（敬称略）

No.	選出団体等	氏 名	地 区	備 考
1	鷺巣区長	中村 満男	鷺 巣	総務安心安全部会
2	駅前区長	大矢 啓堂	駅 前	総務安心安全部会
3	北小倉区長	木村 茂	北小倉	総務安心安全部会 健康福祉部会
4	南小倉区長	栗田 幹夫	南小倉	総務安心安全部会
5	西小倉区長	大橋 重幸	西小倉	総務安心安全部会
6	有尾区長	★田中 信行	有 尾	総務安心安全部会
7	田区長	菱田 耕吉	田	総務安心安全部会
8	横屋区長	田中 清博	横 屋	総務安心安全部会
9	若宮区長	大橋 重之	若 宮	総務安心安全部会
10	船見区長	田中 洋彦	船 見	総務安心安全部会
11	一色区長	★間山 尚義	一 色	総務安心安全部会
12	公民館長	田中 晃弘	北小倉	総務安心安全部会 文化教育商工部会
13	「親孝行と生涯学習を進めるまち 養老」推進会議推進員	★田中 勉	有 尾	文化教育商工部会
14	地域活性の会会長	★渡辺 靖世	駅 前	総務安全安心部会
15	社会福祉協議会支部長	林 邦雄	西小倉	健康福祉部会
16	民生児童委員	田中 英治	鷺 巣	健康福祉部会
17	老人クラブ会長	大橋 幹夫	若 宮	健康福祉部会
18	小学校長	三輪 弘文	小 倉	文化教育商工部会
19	小学校PTA会長	★藤塚 幸久	一 色	文化教育商工部会
20	子ども会育成会	★田中 正則	小 倉	文化教育商工部会
21	スポーツ推進委員	赤尾 良治	有 尾	健康福祉部会
22	体育振興会	★日比 裕三	北小倉	健康福祉部会
23	交通安全協会	★市村 武久	北小倉	総務安心安全部会
24	商工会	大倉 利也	鷺 巣	文化教育商工部会
25	消防団	松永 大輔	北小倉	総務安心安全部会

上多度地域自治町民会議 専門委員

★は新役員（敬称略）

No.	選出団体等	氏 名	地 区	備 考
1	鷺巣区	★小森 将宗	鷺 巣	文化教育商工部会
2	鷺巣区	★大倉 巧	鷺 巣	健康福祉部会
3	駅前区	丸田 進	駅 前	健康福祉部会
4	駅前区	大矢 富久子	駅 前	総務安心安全部会
5	北小倉区	栗川 勝次	北小倉	総務安心安全部会
6	北小倉区	睦田 真司	北小倉	健康福祉部会
7	南小倉区	栗藤 善孝	南小倉	文化教育商工部会
8	西小倉区	高向 靖夫	西小倉	総務安心安全部会
9	西小倉区	高橋 勝洋	西小倉	健康福祉部会
10	有尾区	★田中 国敏	有 尾	文化教育商工部会
11	田区	古川 真二	田	健康福祉部会
12	横屋区	田中 正敏	横 屋	文化教育商工部会
13	若宮区	大橋 幸善	若 宮	文化教育商工部会
14	一色区	問山 徳泰	一 色	文化教育商工部会
15	一色区	★問山 篤史	一 色	健康福祉部会
16	「親孝行と生涯学習を進めるま ち養老」推進会議推進員	★藤田 純二	鷺 巣	文化教育商工部会
17	地域活性の会	★児玉 里美	田	総務安心安全部会
18	民生児童委員	田中 治子	田	健康福祉部会
19	老人クラブ	栗田 重幸	南小倉	健康福祉部会
20	小学校PTA	★寺倉 佐代子	横 屋	文化教育商工部会
21	子ども会育成会	★古市 真理	南小倉	文化教育商工部会
22	体育振興会	★水谷 圭吾	有 尾	健康福祉部会
23	交通安全協会	松本 健司	鷺 巣	総務安心安全部会
24	商工会	渡邊 一正	駅 前	文化教育商工部会
25	消防団	高木 浩喜	南小倉	総務安心安全部会

部 会 別 名 簿

総務安心安全部会

(敬称略)

No.	選出団体等	氏 名	地 区	備 考
1	鷺巣区長	中村 満男	鷺 巣	
2	駅前区長	大矢 啓堂	駅 前	
3	北小倉区長	木村 茂	北小倉	
4	南小倉区長	栗田 幹夫	南小倉	
5	西小倉区長	大橋 重幸	西小倉	
6	有尾区長	田中 信行	有 尾	
7	田区長	菱田 耕吉	田	
8	横屋区長	田中 清博	横 屋	
9	若宮区長	大橋 重之	若 宮	
10	船見区長	田中 洋彦	船 見	
11	一色区長	問山 尚義	一 色	
12	公民館長	田中 晃弘	北小倉	
13	地域活性の会会長	渡辺 靖世	駅 前	
14	地域活性の会	児玉 里美	田	
15	交通安全協会	市村 武久	北小倉	
16	交通安全協会	松本 健司	鷺 巣	
17	消防団	松永 大輔	北小倉	
18	消防団	高木 浩喜	南小倉	
19	駅前区	大矢 富久子	駅 前	
20	北小倉区	栗川 勝次	北小倉	
21	西小倉区	高向 靖夫	西小倉	

健康福祉部会

No.	選出団体等	氏 名	地 区	備 考
1	体育振興会会長	中村 幹雄	鷺 巣	
2	社会福祉協議会支部長	林 邦雄	西小倉	
3	老人クラブ会長	大橋 幹夫	若 宮	
4	スポーツ推進委員	赤尾 良治	有 尾	
5	子ども会育成会会長	木村 茂	北小倉	

6	鷺巣区	大倉 巧	鷺 巣	
7	駅前区	丸田 進	駅 前	
8	北小倉区	睦田 真司	北小倉	
9	西小倉区	高橋 勝洋	西小倉	
10	田区	古川 真二	田	
11	一色区	問山 篤史	一 色	
12	民生委員	田中 英治	鷺 巣	
13	民生委員	田中 治子	田	
14	老人クラブ	栗田 重幸	南小倉	
15	体育振興会	日比 裕三	北小倉	
16	体育振興会	水谷 圭吾	有 尾	

文化教育商工部会

No.	選出団体等	氏 名	地 区	備 考
1	公民館長	田中 晃弘	北小倉	
2	推進員会長	松本 勇次	鷺 巣	
3	推進員	田中 勉	有 尾	
4	推進員	藤田 純二	鷺 巣	
5	小学校長	三輪 弘文	小 倉	
6	小学校PTA会長	藤塚 幸久	一色	
7	小学校PTA	寺倉 佐代子	横 屋	
8	鷺巣区	小森 将宗	鷺 巣	
9	南小倉区	栗藤 善孝	南小倉	
10	有尾区	田中 国敏	有 尾	
11	横屋区	田中 正敏	横 屋	
12	若宮区	大橋 幸善	若 宮	
13	一色区	問山 徳泰	一 色	
14	子ども会育成会	田中 正則	小 倉	
15	子ども会育成会	古市 真理	南小倉	
16	商工会長	大倉 利也	鷺 巣	
17	商工会	渡邊 一正	駅 前	

養 老 町 民 憲 章

わたしたちの町、養老町は、緑の山、清らかな水に恵まれた歴史の町です。

わたしたちの、この美しいふるさととは、先人のたゆまぬ努力によって伸びつづけてきました。

わたしたちは、愛の輪をさらにひろげ、力をあわせて未来につづく明るい町をつくれます。

1. おはよう こんにちは と元気な声が
わく町にしましょう。
1. 美しい自然の中で 力いっぱい働ける
町にしましょう。
1. おとしよりが 豊かにくらせる町にし
ましょう。